

1. 件名：「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（高浜発電所1号機及び2号機 設計及び工事計画認可申請（使用済燃料ピット用中性子吸収体の廃止等）【7】）」

2. 日時：令和5年5月12日（金）10時00分～12時00分

3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室

4. 出席者：

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

奥企画調査官、中川上席安全審査官、鈴木主任安全審査官

関西電力株式会社：

原子力事業本部原子力発電部門燃料保全グループ チーフマネジャー 他4名

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料：

- ・資料 1 高浜発電所第1, 2号機審査資料 設計及び工事計画認可申請の概要（1, 2号機 使用済燃料ピットの未臨界性評価変更）【審査会合における指摘事項の回答】
- ・資料 2 高浜発電所第1, 2号機 使用済燃料ピットの未臨界性評価の変更に係る設計及び工事計画認可申請 補足説明資料
- ・資料 2-2 高浜発電所第1, 2号機審査資料 SFP 水位低下時における不確定性に関する補足説明
- ・資料 3 高浜発電所第1, 2号機審査資料 コメント整理表

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:01	原子力規制庁スズキです。本日は高浜 12 号機SFPの設工認のヒアリングを行います。
0:00:11	関西電力から事前に資料が提出されていて、
0:00:16	資料 1 の改訂に 5 月 9 日版、
0:00:21	のパワーポイント。
0:00:23	カラー資料に書いて 1、5 月 9 日版、
0:00:29	補足説明資料、
0:00:31	資料 2-2。
0:00:33	改訂に 5 月 9 日版、補足説明。
0:00:38	資料 3、改訂 45 月 9 日版コメント整理表、以上。
0:00:44	ですからでよく資料よろしいですね。
0:00:48	関西電力、トーセ、その理解で結構でございます。
0:00:52	城規制庁スズキです。
0:00:58	来週の 5 月 18 日、8 日木曜日の午後の審査会合に向けて、前回の
0:01:06	審査会合、2 月 16 日の審査会合のコメント回答をということでまとめている方向かと思えます。
0:01:17	まずは
0:01:19	次、5、5 月 18 日次回の審査会合で
0:01:25	説明する内容の概要。
0:01:28	こんな範囲の内容を説明しますというところを関西電力の方から一通り、簡単に結構ですので、説明をお願いします。
0:01:43	関西電力の富樫でございます。そうしましたらこちらの資料 1 の会議の方で、簡単に概要をご説明させていただければと思えます。
0:01:51	こちら、衛藤 1、
0:01:57	失礼しました。
0:01:58	こちら、1 ページ目に、前回、2 月 16 日の会合においていただきましたご指摘事項みたいの、1 から 3 番目まで、リストで記載してございます。
0:02:11	次のページめくっていただきましてここから、
0:02:15	こちらは目次でございましてその次右肩 3 ページ以降で順次、コメント回答させていただくような形にさせていただいております。
0:02:27	まず、右肩 3 ページ目でコメント No. 1 ということで塩素を含む体系のベンチマーク結果の本評価における扱いについて説明することということ。
0:02:39	こちら回答ということで記載させていただいてございますけども、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:45	海水には中性子吸収効果を有する塩素が存在しておりまして、海を水源とする手順では塩素も同時にピット内に流入しますので、この 12 月 23 日の申請、
0:02:57	時におきましてはこちらの塩素を考慮した評価を実施していたところですけれども、今回保守的に塩素を考慮しない体系で最初再評価を実施したいと考えてございます。
0:03:07	衛藤演奏の体系を含めたベンチマーク数の変更内容というのは次のページでご説明させていただければと思います。
0:03:17	右肩 4 ページ目になり、なってございますけども、
0:03:21	こちら臨界実験ベンチマークをすべて内訳、記載させていただいてそういった取り扱いの変遷というのがわかるような表をつけさせていただいてございます。
0:03:32	こちらの金におきまして実施させていただきましたケースに加えまして、設置許可におきましては、FPを含む
0:03:43	ウラン燃料、それから塩素を含む体系のベンチマークを追加。
0:03:47	しまして、許可いただいていたところですが、今回塩素を考慮しない体系に変更することと、
0:03:54	いたしましたので、塩素を含む体系の認可実験をベンチマークするから、
0:03:59	除外することとしまして、定数維持の計 3 項の適用妥当性の確認結果を拡充するために、
0:04:07	真木小杉参考という位置付けでお示しておりましたけれども、そちらのケースも追加、
0:04:14	させていただく予定でございます。
0:04:18	以上がコメント No. 1 に対する回答の資料になり、
0:04:23	続いて右肩 5 ページ目以降ですけれども、こちらコメント No. 2 ということで、分水で臨界となる臨界実験の体系詳細と、
0:04:32	本評価医に評価に展開した際の見解を示すこと。
0:04:36	ということとところにつきまして、
0:04:38	こちらの回答ですけれども、まず、そもそも臨界実験ベンチマークというのはこの SCALE コードの
0:04:46	本評価体系の
0:04:47	適用妥当性、
0:04:49	の検証を行うものでございます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:51	臨界実験におきまして、水調整によって臨界を達成する実験というのは一般的でございまして、妥当性確認に用いた転記県下には、こちらのケースの、
0:05:03	分水で臨界となる実験臨界実験というのが含まれてございます。
0:05:08	これらの実験の
0:05:11	臨界ベンチマークの平均の計算値等を、測定値の比というのは1近傍でございまして、特異な傾向というのは見られないということを確認してございます。
0:05:22	基礎分と、
0:05:24	気相部が存在する分水状態におきましても、本行動の評価コードを起用することは、妥当であると評価してございます。
0:05:33	こちら、
0:05:36	右肩6ページ目から8ページ目につきましてはこちらの臨界実験の体系の詳細をお示しさせていただいてございますが詳細については、ご説明割愛させていただきたいと思っております。
0:05:49	以上が、コメントNo. 2に対する回答になってございます。
0:05:54	続きまして右肩
0:05:56	9ページ目。
0:05:59	コメントNo.の3番というところで、
0:06:02	冠水から水位1000mmまでの、
0:06:05	製作公差による不確定性を、を説明すること。
0:06:09	いうところで、
0:06:10	こちらもご回答としましては、まず、不確定性というのは、
0:06:16	一つ目として計算コードに係る不確定性がございまして、それから二つ目として製作公差に基づく不確定性を
0:06:23	というのがございます。その両者を考慮しているものでございます。
0:06:28	まず計算コードにかかる不確定性なんですけれども、こちらにつきましては、臨界実験ベンチマークの結果から算出されるものでして、評価体系の推移に依存せずに一定の値となるとなります。
0:06:44	こちら既工事計画におきましては、評価体系に類する燃料要素を用いたベンチマーク実験をもとに、計算コードの不確定性を算出してございます。
0:06:56	評価体系には新燃料、それから燃焼燃料を、が含まれますが算出に用いるベンチマーク数を、を増加させた場合に、信頼係数の観点から、
0:07:06	不確定性が小さくなる。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:08	ということがございますので、評価結果が厳しくなるように、MOX燃料のケースのみを用いて算出しております。
0:07:16	で、今回の本申請におきましても、既工事計画時の考え方と同様に、臨界実験の燃料要素に着目しております、
0:07:26	計算コードの妥当性確認結果に追加したFPを含むウラン燃料の体系ですとかスイテキカジのEALFのベンチマーク結果というのは用いずに、
0:07:37	フラン新燃料、
0:07:39	のベンチマーク結果を用いて、計算コードの不確定性を算出しております。
0:07:45	なおこちらのウラン新燃料のベンチマークにつきましても、分水状態を含む臨界実験というのが含まれてございます。
0:07:55	続いて右肩 10 ページ目でございます。
0:08:02	それから不確定性の二つ目としまして製作公差に基づく不確定性についてですけれども、
0:08:09	こちらは計算体系の項目ごとのノミナル値を入力値として算出した実効増倍率に対しまして、製作公差の範囲で入力値を変化させた際の最大となった実効増倍率との差を、
0:08:22	その項目に起因する不確定性とをいたしましたものでございまして、
0:08:26	評価体系の推移に依存して変動するものでございます。
0:08:30	こちら冠水状態から水位 1000mmの範囲におきましては、実効増倍率がほぼ横ばいでございますので、実効増倍率への寄与というのは、気相部が支配的であると考えられます。
0:08:42	そのためその不確定性についても気相部が支配的であると考えてございます。
0:08:48	塩素の有無ですとか、水による不確定の規制のばらつきというのは、少しこここちらの兵頭評価体系ごとの不確定性比較ということでお示しておりますけれども、
0:09:00	こちら結果としましてはモンテカルロ法の統計誤差の約二倍程度でございまして、
0:09:06	判定基準の 0.98 とを比較しましても、0.98 との裕度に対し、対しても十分小さいものとなっております。
0:09:16	また、分水状態におきましても判定に影響を与える特異な傾向は示していないということを確認しております。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:24	以上のことから、気相部が主体的な領域において、冠水状態の確定性を代表して用いることは妥当であると。
0:09:31	考えてございます。
0:09:34	右肩 11 ページですけれども、少し参考で
0:09:39	追加させていただいておりますけれども、
0:09:41	実効増倍率が大きく低下し始める薄井 1000mmを含む、熱中性子領域のベンチマーク結果の、
0:09:49	結果というのは多く存在しております、
0:09:51	こちら計算値等を測定値の比に特異な傾向がないということを確認してございます。
0:10:00	以上についてが、前回 2 月 16 日の審査会合のコメントの回答になってございます。
0:10:08	引き続いて 12 ページ以降ですけれども、
0:10:12	こちらについては、2 月 16 日にご説明させていただきました今回の申請の概要資料になってございまして、それに対しまして今回、
0:10:23	我々として
0:10:25	記載を明確化、拡充させていただいているところがございますので、その点について少しご説明させていただければと思います。
0:10:37	ページでいきますと、まず、16 ページですね、右肩 16 ページ目。
0:10:43	ですけれども、
0:10:47	評価の基本ケース、それから感度解析ケースの条件を整理したものでございますけれども、一番下の海水中の塩分濃度、
0:10:58	そういうところ、
0:11:00	こちら、
0:11:02	考慮塩素を考慮しないということにしておりますので 0 に、
0:11:07	北は、
0:11:08	0 にするという修正を行って、
0:11:11	それに伴いまして次のページ、右肩 17 ページでございまして、
0:11:18	こちら載せているのは前回の審査会合でご説明させていただいた塩素が、を考慮した体系での、
0:11:25	結果になってございますけどこちら今後、点数を考慮しない体系での評価結果が判明次第資料を更新。
0:11:33	させていただく予定でございまして。
0:11:37	続いて右肩 18 ページ目。
0:11:44	こちらは今回、新規で新たに追加させていただいたスライド。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:49	になってございます。
0:11:52	今回の申請で我々として実施やりたいことですね。
0:11:57	そういったところを、認可の設工認の申請書と今回の申請書上の記載の状況について整理したものになってございます。
0:12:06	変更概要としまして、まず運用としまして表の一番上からいきますけれども、
0:12:13	運用として臨界防止の管理としての領域管理ということを、
0:12:17	購入申請におきましては、
0:12:22	記載しておりましたけれども、こちらを今回申請におきましては、もともと核燃施設との基本設計方針に記載していたものを、を削除すると。
0:12:33	いう変更を行います。これによって運用を廃止すると。
0:12:37	いうことを明確に、
0:12:39	いうこととございます。
0:12:42	それから設備としましては、
0:12:45	SFピット用の中性子吸収体がございまして、
0:12:49	そのうち、制御棒クラスタ。
0:12:55	さらにその制御棒クラスタには、計測制御系統施設と兼用、
0:13:00	それから、上記以外ということで兼用していないものがございまして、
0:13:04	まず、計測制御系統施設と兼用しているもの。
0:13:08	2につきましては、
0:13:11	核燃施設としては、
0:13:15	機能に期待しないこととなります。
0:13:18	しますので、核燃施設としては基本設計方針に記載していたものを、基本設計方針から削除いたします。
0:13:26	また、継続性を系統施設の要目表に、核燃施設と兼用という注記をしてございましたけれども、そちらも今回の申請では、注記を削除する。
0:13:38	申請となつてございます。これによって、計測制御系統施設としては、引き続き使用していく。
0:13:45	行きますけれども核燃施設としては機能を期待、機能に期待しないことに
0:13:52	それからその下ですけれども、上記以外ということで、兼用しているもの。
0:13:56	兼用していないものですね。
0:13:59	につきましては、こちらも同様に核燃施設の基本設計方針に記載していたもの。
0:14:06	今回の申請で削除しておりまして、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:11	文としては、SFピットの中で引き続き保管していくと。
0:14:15	いうことに、
0:14:18	最後にSFピット用の中性子吸収防集合体についてですけれども、
0:14:23	こちらやはり同様に、
0:14:25	核燃施設の基本設計方針に記載してございましたけれども、
0:14:30	こちらを今回申請で削除。
0:14:32	いたします。
0:14:34	こちらは現在、ものとして未製造でございまして今後も使用しないこととなります。
0:14:42	そういった、今回の申請で我々として実施したいことをこちらの表で整理させていただいているという状況でございます
0:14:50	それに、
0:14:52	この整理から踏まえて、右肩 19 ページ目、目ですけども、こちらは前回の
0:15:01	審査会合でご説明しないということと同じですけども、核燃施設、計測制御系統施設、それぞれ記載事項として読む方の設計方針としてこういったところの変更内容が出てきます。
0:15:12	いうところを単に抽出した。
0:15:18	続いて右肩 20 ページ目。
0:15:21	ですけれども、
0:15:24	ここから
0:15:27	この設計及び工事計画の主な変更点ということで確認施設の基本設計方針の変更前、それから変更後を示しておりましたけども、
0:15:37	今回、先ほどの整理を踏まえまして、
0:15:41	より
0:15:43	実施したいことを明確化するという観点で、こちら赤字、
0:15:48	の部分に記載しております、これは、中性子SFピット用中性子吸収体の中には、制御棒クラスターがあって、その制御棒クラスターには、計測制御系統施設、
0:16:02	兼用しているものとしていないものがあります。
0:16:05	それから使用済み燃料ピット用中性子吸収と集合体があります。
0:16:09	これがすべて、
0:16:14	そうですね、ちょっとそういったものの急性吸収効果を考慮せずに臨界防止する設計とするということで、記載を明確化すべく、今後補正申請でこういった記載の明確化を検討しているところでございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:29	続いて右肩 21 ページですけれども、
0:16:32	衛藤。
0:16:33	でも
0:16:35	右、
0:16:35	のアノクロポツで記載させていただいているところについては、
0:16:40	趣旨としましては先ほど明確化した内容をこちらにも反映して更新しているというものでござい。
0:16:49	続いて右肩 22 ページ目以降で技術基準規則との関連性ということで整理してございますけれども、
0:16:57	こちら、
0:16:59	右肩 27 ページ目。
0:17:02	ですけれども、
0:17:04	第 50 条、
0:17:06	に対する設計方針と、
0:17:09	なってございますけれども、
0:17:13	こちらも今回、この表の中のですね、今回申請の基本設計方針のところ、
0:17:18	先ほどと同じような趣旨で、
0:17:21	ASPと中性子吸収体のを、
0:17:25	なくて、内訳といいますか、詳細ですね、がしっかりわかるように記載を、
0:17:30	ついてきて、
0:17:34	それから本申請書での対応というところにつきましても、この
0:17:39	SFピット中性子吸収体
0:17:42	すべてが、重大事故対象。
0:17:44	鷺尾ニシナ君。
0:17:46	要請を確認する必要はなく、
0:17:48	対象者
0:17:49	ところを明確化。
0:17:53	続いて 28 ページ目、見方、28 ページ目ですけれども、こちらが、
0:17:59	69 条、
0:18:00	に対する設計方針でございまして、こちらも、今回申請の基本設計方針というところで、先ほども出てきましたけども、この赤字の部分、
0:18:10	基本設計方針の中の、
0:18:13	当該箇所になりますけれども、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:16	SFピット用中性子吸収体にはこういったものがあるということを、記載の明確化することを、補填申請で、
0:18:23	停止させたことを検討しているところをごさい。
0:18:28	最後に、右肩 29 ページですけれども、まとめのところは、こちら塩素を考慮しない体系での評価結果が判明次第、資料を修正させていただく予定となっております。
0:18:43	以上が審査会合で
0:18:45	こちらからご説明させていただき
0:18:54	規制庁スズキです。
0:18:59	概要は理解しました。
0:19:02	それで
0:19:09	確認をする前に一つお願いがありまして、
0:19:16	資料 1 の 3 ページですね。
0:19:25	三瓶Gで
0:19:28	演奏の
0:19:30	を考慮したものを考慮しなくなると。
0:19:36	いうところですが、まず、
0:19:41	許可によっているかどうかの説明が足りていないので、
0:19:45	そこは、
0:19:46	説明を口頭でも結構ですので、していただいての、今後、
0:19:52	資料修正。
0:19:54	等を図るようにしてください。
0:19:58	許可による、
0:20:00	今回の
0:20:03	添付資料 1 で、
0:20:06	書いてあるんですけど。
0:20:52	すいません。関西電力の富樫です。今、おっしゃっていただいたところのちょっと趣旨を確認したいんですけども、こちらの 3 ページ目のスライドをご説明させていただく際に、
0:21:05	こちらの許可、
0:21:07	設置許可の時には、こういう条件で評価をしていたけれどもというそういった前置きを、
0:21:14	した上で説明するという、そういった趣旨でよろしかったでしょうか。
0:21:18	規制庁鈴木です。そういうことじゃなくて、
0:21:21	添付資料 11 号機でいうと、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:25	Te知能、
0:21:27	添 1、
0:21:28	ー1 の、
0:21:30	カタカナ 2-6 ページ。
0:21:33	開けます。
0:21:58	添付 1、添付資料 1 の、
0:22:02	行きー1 の、
0:22:04	ーカタカナに、
0:22:08	の、
0:22:09	6 ページ。
0:22:25	PT1 の添付 1-1 の片仮名の 2-6 ページ。はいそうです。はい。ここで、
0:22:33	アンダーライン引いてあるところで特段塩素の話を具体的に、
0:22:39	許可の時に出しているわけではないので、
0:22:42	ここの、
0:22:45	基本設計方針、
0:22:47	との比較のところ、許可によっているところは、
0:22:51	今の塩素の話を省略しても、
0:22:54	関係ないと。
0:22:56	で、テンパチのところ、今、関西電力が少しこっちにしたら、
0:23:02	該当事項っていうのが、その次のページ、ところに、ピックアップはされているけれども、これが直接的に、
0:23:10	許可、許可事項として挙げているわけではなくって、
0:23:14	解析をやるにあたっての、
0:23:17	主要パラメーターとそれの条件設定の考え方ということが書いてあるんだけど、
0:23:25	あくまでもこれは
0:23:29	設工認ノード、具体的に
0:23:33	解析を実施する時にこういったことを考慮していきまうってことだったんだけど、
0:23:40	演奏の方は取り下げて、
0:23:43	中性子吸収を考慮しない、いい方向の解析にするとそれ解析自体は、
0:23:51	家事故等返す厳しい側に出す方向に行くので、ここについては削除するんだと、そういう、
0:23:59	流れがあって、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:24:02	もともとはこれを入れるつもりで、
0:24:04	当初の 12 月の申請の時は出してきてたけど、審査の過程で、そこんところは、
0:24:12	除くことにしたと。そういうことだと思っているので、
0:24:16	今後そういう、その部分、
0:24:20	添付 1 のところで何か、
0:24:22	整合性のところに書く必要はないかとは思いますが、
0:24:27	補足なんかではそういったのをちゃんと書いといた方がいいのかなというふうに思うんですね。
0:24:35	藤関西電力の平尾でございます。外灯仮称の次のページになるんですけども、添付 P1-添 1-1-2-7 のページの一番最後のところですね。
0:24:45	こちらの中でですねあの海水中の塩素による中性子吸収を考慮することと強いといった、
0:24:51	一文がございますので、こちらの方のあの日後納ところですかね、そちらの中で、
0:24:56	イトウ、
0:24:58	保守的に、衛藤。
0:25:00	演奏を考慮しないこととするといった表記をさせていただくといった形でよろしかったでしょうかね。
0:25:06	規制庁鈴木ですそれでも結構ですし、別に、
0:25:10	申請書の中に書いてなくても、補足でも別に構いませんので、
0:25:16	今言ったような話が道筋として書いて残してやった方がわかりやすいし、申請書に書いてあれば、確実に起こるので、それでそう書かせるかそうする、
0:25:27	したいってことであればそうされれば別にいいと思います。
0:25:30	関西電力の平尾承知いたしました検討させていただき、
0:25:47	規制庁スズキですお願いしたいところは、今の 1 点だけで、
0:25:54	資料の内容の確認については、
0:25:57	これからやっていきたいと思いますが、ちょっと順番前後しますけど、
0:26:11	資料 1 の、
0:26:14	10、
0:26:18	8 ページの、
0:26:22	この
0:26:24	表ですね。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:26:26	この話を、今後補正が出てきてから、
0:26:32	具体的にどういう、
0:26:36	手続きになるかっていうところを見ていくことになりますけど、そのイメージが、
0:26:42	ちょっとパワポだと。
0:26:43	よくわかんなかったの、資料 2 の、
0:26:49	通しページ。
0:26:51	6 ページ 7 ページ。
0:26:56	ですね。
0:26:58	ここが、結局何の手続きをするかっていうところだと思ってるので、確認だけしておきたいんですけど。
0:27:11	まずう。
0:27:12	現在申請されている 12 月 23 日申請記載の欄ですけど、
0:27:19	前回のヒアリングでも聞きましたけれども、
0:27:23	6 ページに書いてある、
0:27:25	6 の基本設計方針適用基準及び適用規格の柱書のところですね柱書と簡単に言いますけれども、
0:27:33	この部分では生業棒という言い方をしている、で、
0:27:38	その後ろの基本設計方針、
0:27:42	2 章の個別項目の 2 ポツの、
0:27:46	燃料貯蔵設備のところでは臨界を防止する設計のところでは、制御棒クラスターという言い方になっていて、
0:27:55	制御棒というキーワードは、
0:27:57	現在の記載においてはこの 2 ヶ所しか、
0:28:00	ないはずなんです。
0:28:02	核燃料物質の取扱施設帳簿施設の中においてはですね。
0:28:07	そうすると、
0:28:09	現状の記載では制御棒＝制御棒クラスターだと私は思っているんですけど、
0:28:15	じゃあ、今後の補正、
0:28:19	の内容が確定してるわけじゃないんですけど、気になるので、
0:28:23	聞いておきますけれども、右側の補正申請案と言ってるところの、
0:28:29	6 ページの制御棒これは変わらず制御棒ですね、その下に制御棒クラスターが出てきて、
0:28:37	また昨日柱書の中のまた書きのところでは制御棒クラスターが出てきて、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:28:41	基本設計方針の中で、制御棒クラスターという、
0:28:46	キーワードがあって結局この三つのキーワードになると。
0:28:51	柱書の制御棒と制御棒クラスターは同じものですか。
0:28:56	これまでの記載からすると同じもののはずなんだけど、なぜ書き方が違うのかちょっとよくわからなくてですね。
0:29:02	ここの柱が効いて、
0:29:05	どういう基準で設備名称とかっていうのを書いているのかなっていうのがまず一つ聞きたいところと。
0:29:14	それからですね、その柱書の部分で、1段落目は現状の記載のままなんで、
0:29:21	制御棒はここを、略すと制御棒は兼用設備である。
0:29:26	兼用設備は削除するとか書いてないですね。
0:29:29	規制系制御棒機能設備で、
0:29:32	制御棒クラスターを兼用設備じゃないんですね。
0:29:36	という書き分けなのかなっていうふうに、
0:29:39	右側を読むと、直日本語と読めてしまう。
0:29:44	結局だから制御棒制御棒クラスターって同じなのか違うのか。
0:29:49	柱書において制御棒と言ってることと制御棒クラスターっていうのは、
0:29:54	違う意味をなすのかっていうところが、
0:29:57	ここを見ると、ちょっとよくわからない
0:30:03	まず一つそこ聞きます。はい。
0:30:08	関西電力の富樫でございます。ご指摘の点ですけれどもまず制御棒と制御棒クラスターは同一かどうかという点については同一のものという認識でございます。
0:30:19	で、
0:30:21	この
0:30:22	パワーポイントの資料の右肩 21 ページ目に、
0:30:27	こちら系、計測制御系統施設の方ですけど、要目表の
0:30:33	名称等ございまして、
0:30:35	こちらで名称として制御棒、それから種類として制御棒クラスターという記載がございますけれども、こういったところの
0:30:43	整理も踏まえていると今、申しますかそういった記載があるという前提を置いてこちらの核燃施設の基本設計方針の中の記載においては、すべて制御棒クラスターという記載で、統一していたというところでございますが、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:30:58	ご指摘いただいております通り、こちらは白崎の方では制御棒というワーディングを使っていたというのが事実でございます、一方でこの柱書きの中で二つのワードっていうのが出てくる。
0:31:10	っていうのは、混乱を招きかねないというようなそういったご指摘だったのかなと思いますので、こちらの柱書きの中で、文言を合わせると、
0:31:22	というようなことを検討させていただきたいと考えておりますけれどもそういった趣旨でよろしかったでしょうか。
0:31:28	現状規制庁数です。つまり柱書の現状の記載の柱書のところは、
0:31:35	手続き上の
0:31:39	名称の話をしていて、
0:31:42	制御棒クラスタっていうのは、関西電力の設備の名称のことを言っているんだっていうのが、ことなので、そこが混在していて、
0:31:51	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の柱書のところに今回、
0:31:58	制御棒というのを、現在の現在の記載で書いてきたのは、その手続き上の名称の話を、
0:32:07	書こうと思って、現状書いてて、
0:32:12	ここはだから手続きのは、一段落目は手続きの話なので、
0:32:16	2段落目は手続きの話ではないというふうに、何か、
0:32:20	そうではない。
0:32:22	基本設計方針は、関西電力の設備名称で、こういうふうに使いますこういう能力がありますとか、
0:32:29	そういうこと言うんだと思ってるんですけど。
0:32:32	その柱書のところが、その手続きの話をしているのであれば明確にその手続きとしての名称で、
0:32:39	書くという何かルールになになっているのか、そうじゃなくて何となく書いてるだけなのか、そうすると何となくだとよく、さっき言ったように混乱してしまうので、
0:32:50	その辺を明確にされた方がいいんじゃないかなっていう趣旨です。
0:33:13	関西電力の富樫でございます。ちょっとそういったところの整理も含めてちょっと確認させていただいた上でこの中の記載、統一するかどうかも含めてちょっと検討させていただければと思います。
0:33:26	原子炉規制庁都築です
0:33:28	具体的な記載は補正が出てきてから、最終的に確認はするところですけど、
0:33:34	趣旨としては、資料1の、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:33:37	18 ページのような趣旨。
0:33:40	の手続きをしたいんだと、そういうことですね。
0:33:44	関西電力土橋でございます。ご理解いただいている通りでございます。
0:33:48	原子炉規制庁鈴木です。そうするとですね、もう 1 点実は資料 2 の 7 ページのところ、あれって思う。
0:33:57	資料 2 の 7 ページの基本設計方針の中で、
0:34:02	補正申請案と書いてある下線が引いてある中で、これもまた
0:34:09	制御棒クラスター
0:34:11	の
0:34:12	ところの記載が、
0:34:14	書いてあるんですけど、
0:34:17	何かこれ、
0:34:18	読んでみると、
0:34:23	ちょっと中性子吸収体って総称置いたとして具体的な設備として、
0:34:29	制御棒クラスター、計測制御系統施設の自主制御剤と兼用しているものっていうふうにここに、
0:34:38	書くと、柱書では兼用やめるって書いてあるのに、何か相変わらず兼用されてるものがあるって、
0:34:46	その効果を期待しない、クレジットとりませんって言うだけのよう に読めるんですよ。で、それは、
0:34:54	兼用しないものも同じで、提案してないものは例えば廃止するとか、テクト するとか除却するとかっていろいろ何か手続きの仕方はあると思います けど。
0:35:05	兼用してないものっていうと、仮にじゃ、
0:35:10	好意的に読むと、柱が切れれば、
0:35:13	兼用したいものを廃止しますって言うるので、設備としては廃止する けど、相変わらず何となく残っ置いてあって、
0:35:21	置いてある以上は、効果あるよね。
0:35:24	でも、それは設備じゃないので、効果期待しないよって言い方に読 めるとすると、
0:35:30	兼用してるものはどういう意味なんだろうなって、また、
0:35:34	何かごちゃごちゃになってきちゃうんですね。
0:35:40	単純に、中性子制御棒クラスター等の中性子吸収効果を考慮せずに行っ て、現状の記載からすると、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発音者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:35:49	このところは、兼用をやめたものは、だけど結局炉心から取り出して、使用済み燃料ピットに、
0:35:57	存在している期間はあって、多分その期間にまさに中性子吸収効果が、
0:36:03	見込まれるわけですね。設備として見込んでいるのか、じゃないとしても、物理学的に見込める。
0:36:10	まあそれはでも見込めるけど、
0:36:13	クレジットとれとりませんっていうふうに私は読んでたんですよともと。
0:36:17	だから結局ものがあるけど、
0:36:19	クレジットをとらないっていう話なのか、ものは、
0:36:24	A、
0:36:25	ものを、
0:36:27	物はなくなるけど、なくなるというか設備としては、登録カー削除されるけど、相変わらず、
0:36:35	撤去した除却してないので何となく、
0:36:39	クラスターがあって、
0:36:41	制御棒クラスターが何となくあって、
0:36:44	何でもない制御棒クラスター、正確に言うと多分これ固体廃棄物になると思うんですけど、
0:36:51	起業してないものは、
0:36:53	これ許可の、ホーム記号の方に書いてありますけど、
0:36:59	制御棒クラスターと放射化した機器っていうのは、
0:37:02	固体廃棄物として、使用済み燃料ピットで保管するって書いてあるので、
0:37:08	それを保管されてるものの吸収効果が、
0:37:11	あるなっていう可能性は当然あって、
0:37:15	置き方次第ですけどね。
0:37:17	だから結局、
0:37:20	この基本設計方針のところの書き方を、
0:37:24	しっかり書いておかないと、結局、柱書と。
0:37:28	し基本設計方針が、
0:37:30	ずれちゃったりだとか、
0:37:32	具体的に何をやる、やろうとしてやっているのかっていうところがぼやけてきちゃうので、
0:37:37	まず、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:37:38	柱書きで、今回の手続きとしてやることをしっかり書きます。
0:37:43	書いた上で、
0:37:45	基本設計方針のところ、
0:37:48	ここは何を意味するか。
0:37:50	てことを考えた上で、
0:37:52	しっかり表現しておかないと。
0:37:56	またわかかわからなくなっちゃいますよってということなので、まず柱書きでしっかりやりましょうと。
0:38:02	それはよろしいですね。ですので基本設計方針の方も返しますので、
0:38:06	私が言ったようなことを、の誤解が、
0:38:10	するような読み方にならないような書き方。
0:38:14	になっていけばいいし私は実際柱書に手続きが書いてあれば、
0:38:20	わざわざ基本設計方針に変える必要性も何もないような気もするんだけど、それはお任せします。はい。
0:38:31	関西電力の富樫でございます。すいませんちょっと
0:38:35	少し理解できていないのかもしれないんですけど、
0:38:38	こちらの柱がキーに
0:38:43	今この7ページの基本設計に記載しているようなものも含めて柱学期に、
0:38:49	記載、
0:38:52	させていただくという、
0:38:56	いやどうしたいんかなというところはすいませんあまりちょっとイメージ。
0:39:01	少し教えていただけますか、規制庁スズキです。
0:39:04	柱書きでまず一つ、制御棒の話をしたわけですね。これは、
0:39:10	そもそも要目表がないから、基本設計方針適用基準適用規格の
0:39:16	ところの柱書きに何かしら手続きを書くしかないってことで書かれてきたんですよね。それは全然私は否定しないしと思ってて、
0:39:26	そこで柱書きで、
0:39:28	要目に係る内容の手続きはしっかり書きました。
0:39:32	要目にかからない。
0:39:34	手続きの記載をどこでアノ明確にしますかって言ったときに、
0:39:40	関西電力としては、現状、柱書のところに追加して、
0:39:44	基本設計方針の
0:39:47	変更前後の内容を何かしらわかるように、
0:39:50	書こうとしたわけですね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:39:52	で、
0:39:54	そういうやり方があるかどうかわかんないけど、
0:39:56	余命ここで何をやろうとしてるかってのは先ほどの資料 1 の 18 ページで言ってる内容と一致しているので、そうだなって思ったんだけど、
0:40:07	それが基本設計方針に行った途端に、何か相変わらず兼用設備があるように読めたりするし、
0:40:16	今回の書き方だね。
0:40:19	兼用じゃないものは廃止するって言ってるから、廃止したとしても、固体廃棄物として、
0:40:26	保管されているものの、中性子吸収効果ってのは物理的にはあるので、
0:40:32	そういったものが見込めるような保管方法になっているけれども、クレジットはとりませんという言い方をしているのかなっても読めるし、
0:40:41	いろんな読み方ができちゃう。
0:40:43	ですよ。
0:40:48	だから私が
0:40:50	要目要目がないのに要目の手続きをどういうふうに表現するかっていうところ。
0:40:55	以外のね、要するにまた書きのところです。はい。そこはこう書きなさいっていうことを私が、
0:41:06	法令上やりなさいってことを決めてるわけじゃないので、こうしなさいって。
0:41:12	融資こともないと思ってるし、関西電力としてそれを明確にそれのできるっていうならそれ変えていけばそれでいいと思ってるんですけど。
0:41:20	書きようがないっていうのでここで書きましたっていう。
0:41:23	それでいいと思うんですけど。
0:41:25	書いた時に、柱が基本設計方針で、
0:41:29	まずそごがないのは当然で、
0:41:31	かつ、
0:41:34	何か人が読む人によって違う読み方をされちゃうような書き方にならないようになってないことが重要だと。
0:41:48	関西電力の富樫でございます。
0:41:50	衛藤衛藤今ここであれとして記載した趣旨といいますか、整理としてはこの柱書のところで、また以降で制御棒クラスターですとか、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:42:03	集合給付の集合体を廃止する機能に期待しないことにしますっていうのを明確に、
0:42:10	した上で、
0:42:12	基本設計方針の中のももとの記載、制御棒クラスタ等の中性子吸収効果を考慮せず委員会防止する設計とするところの、制御棒クラスタ等っていうところが、
0:42:23	ちゃんとその上の柱だけ変えたことに対応するように、
0:42:30	この吸収体で吸収体の中にはプasterがあって、ところで兼用してるものって書いてありますけどだからもともと兼用していたもの。
0:42:38	今回廃止するんだけどもともと兼用していたものと兼用していないものがある、それらを今回、その廃止するので、考慮せず、中性子公租公課を考慮せずに、臨界を防止する設計とします。
0:42:52	という、
0:42:53	ちょっと同じ説明になってしまってるかもしれないけど、そうそういった趣旨で書いているというのが、
0:42:59	現在、
0:43:01	規制庁鈴木です。そこがやっぱり、
0:43:05	何か思いだけで書いていて、まず、
0:43:09	現状の記載、12月23日申請時の記載で、
0:43:13	中性子吸収募集対応、これが廃止されていることは、
0:43:19	基本設計方針の変更前後で明確になってますよね、中性子吸収分集合体がどんな設備でどんな性能を持って、どんな構造だっていうのがもともと、
0:43:29	新規基準の時に書いてあって、今回の申請においてはそれを削除しているので、
0:43:35	それがなくなったんだってのはそれを明確にわかりますよね。
0:43:39	なので、あえてまたこの何か臨界防止のところで、
0:43:44	中性子吸収ご集合体を使わずに行って、書かなくなつてそんな削除してんだから当たり前じゃんって思うわけですよ。
0:43:52	で、一方で、
0:43:55	現状の記載の制御棒クラスタ等っていう、このところが、
0:44:00	柱書と。
0:44:01	一緒にセットで読むとね、いや、確かに兼用設備が残ってる、あるので、あけよう設備はやめて、だけど、計測系制御系統施設として、
0:44:11	制御棒クラスタDDS設備が残っているので、当然これ、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:44:16	これを止めて、
0:44:18	使用済み燃料取り出して、新年度入れるまでの間は使用済み燃料ピットの中に、
0:44:24	置いてあるわけですよ、置いてあるから。
0:44:26	単純に物理的物学的に、
0:44:29	中性子吸収効果があるものはそこにあるよ。
0:44:33	それについてクレジットとらないよって言うだけに読めば、素直に読めるんですよ。
0:44:41	現状の記載ですね。
0:44:47	へん、今回なんか補正しようと思ってるところはそこが設備の話と、
0:44:53	クレジットを取るか取らないかって話がごっちゃになって書かれちゃって、
0:44:57	では、かつ柱書と。
0:44:59	基本設計方針とこのクレジットとらない。
0:45:02	んのかどうかわかんないけど委員会謀臣ところの書き方は、
0:45:05	何かまたそこがあったりするわけですよ。
0:45:09	ちょっとそこはしっかり何をどこでどう書くべきかっていうふうに峻別して書かれた方が、
0:45:18	誤解がないんじゃないかなっていうふうに私は思うんですけどってことです。
0:45:25	関西電力の福原です。
0:45:30	今杉さんおっしゃられたまず柱書きで書いてある内容と、その後ろに出てくる基本設計方針で書かれてる内容がちゃんと合わせといてくださいなという古藤。
0:45:45	そこは承知いたしました。今日まず私もこの7ページの資料で、どう補正したいかっていうことを肉付けして書いてきてるんですけども、
0:45:58	そこはもともと左側の制御棒クラスターと当間や略した形になっていたところを、赤裸々2全部
0:46:08	品物を書き下してきていますというところですよ。ただそうしちゃうと、いやいや、ちょっと柱書きで、もう廃止するって言うようなコマで、
0:46:23	まだこの基本設計方針の中にあるじゃんというところが少し違和感があるよってことなのかなと、そこはちょっとこの文章の柱書とこの基本設計方針の中身の
0:46:36	自制っていいですかねそこをどう合わせるのかってのがちょっと、我々としても悩ましいというか難しいなと思っていて、もう柱書で級数。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:46:46	消しますよって言ったやつはもう基本設計の方針の中には出てこない方が読みやすいよねっていうようなことを多分今鈴木さんおっしゃられてるのかなと思うんですけども。
0:46:57	そこがねちょっと、うん。ご相談というとあれなんですけど。うん。どっちの方がいいのかなっていう。我々としては、もともともう時勢はとりあえず1回戻してもう
0:47:08	作らないっていう、時間軸でこれ今書いているんですね。それを鈴木さんはもう一旦もうなくすっていう時間軸に1回飛んでから、こう書いた方がいいよっていうところのちょっとそこの議論になってるような気がします。
0:47:22	規制庁鈴木です。まさにそう。そうで、
0:47:26	基本設計方針の中に、登録してない設備名称が、
0:47:32	登場するって多分普通ない。
0:47:35	今までもないんじゃないかなと思うんですよ。
0:47:39	単純に消し消せば、もうないものになるし、
0:47:43	それを使わないなんていう設計方針は多分基本的にはないはずなので、
0:47:53	ちょっとそ、
0:47:59	なのでその辺その辺はこれ、これまでの書き方、基本設計方針の書き方に、
0:48:05	なんかあまり違わないように書いた方が、
0:48:10	何をやっていて、いや、設計として何をやっているかっていうのは明確になると思うので、一方で手続きとしてこれをめ手続きしますよってところが書くところはないので、
0:48:21	柱書きでちょっと、
0:48:25	頑張って書きましたっていうところはそれはそれはそうなのかなと私は思うと思うので、
0:48:31	そういうことにされた方が読みやすいんじゃないかなっていうのとあとこれまでの手続きと同じように、
0:48:39	できるんじゃないかなっていうふうな思いで、
0:48:41	質問したってところ。
0:48:47	関西電力、富樫でございますご説明いただいてありがとうございます大分イメージ湧いた気がするんですけども、ただこの基本設計方針の中に、もう使わない設備が出てくるのは

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:49:01	おかしいでしょっていうのはパソコン通りかなと思って決めてはいたんですけど。
0:49:06	そうすると、
0:49:07	小高は、この基本設計のところはこの新 12 月 23 日の申請。
0:49:14	ツジの記載から変えずに、ここはい。
0:49:18	書いてるようと。
0:49:20	要は、この
0:49:23	SFピットの中性子吸収体を、
0:49:25	の中性子吸収効果を考慮せずに臨界を防止する設計としますよっていうことを、この柱書き、6 ページの柱書きの、この廃止する以降に、
0:49:38	加えるようなイメージで、我々のやり方、やりたいことを明確化すると、そういったようなイメージになるのかなと思ってのんですけども。
0:49:47	規制庁スギタアノ先ほど言ったように、現状の記載の読み方は私の言った読み方が、
0:49:53	正しければ、
0:49:56	柱書を修正した後においても同じような気がするんですけど、
0:50:02	私の私の現状の 12 月 23 日の申請書の読み方は、
0:50:07	柱書の制御棒っていうのは、これは兼用設備の、
0:50:12	だったものを削除するっていうことで、手続きを書いていますと。
0:50:17	これなくなりましたと書く。核燃料物質取扱施設所蔵施設のところから、
0:50:25	この兼用してるもの制御棒クラスタなくなりました。そしたら基本設計方針出てくる制御棒クラスタって、
0:50:32	物理的に炉心から取り出した計測制御系統施設の制御棒クラスタが、
0:50:39	この臨界防止を打たなきゃいけない重要な期間において存在はしていますけど、
0:50:47	設備、これは設備登録してるもんじゃなくてたまたまいるものです。でいるものの、
0:50:53	中性子吸収効果のクレジットをとりませんってことが書いてあるだけですっていうふうに私は今まで読んでたので、
0:51:01	そういう、それが私の読み方が正しければ、
0:51:05	今回、補正申請をしようと思っている。
0:51:09	ことにおいても変わらないんじゃないですかって聞いて言っただけです。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:51:13	関西電力の福原です。ちょっとこちらから質問するのも変なのは承知の上でご質問させていただきますと、今の鈴木さんの読み方でいったときに、
0:51:24	12月申請時、この7ページですね、の基本設計方針の最後の2行目のところに出てくる制御棒クラスター等、
0:51:35	などなどですね等の中性子吸収効果を考慮せずに行っているこの頭というのは、どう、どういう意味だと及びされてますか。
0:51:43	ホウ酸だと思っています。
0:51:46	いや前々にもそういうふうに言われたはずだったんで、
0:51:50	はい。
0:51:51	関西電力の福原です。その読み方で行くのであればもうこのままでいいじゃないかっていうことですよね。はい。
0:51:59	了解いたしました。
0:52:04	関西電力の岡田です。ここですね確かにちょっと以前そういうお話させていただいたかもしれないんですけども、こここのままだと読みようによっては
0:52:17	いや
0:52:18	中性脂肪集合体であったりとか、そこら辺も含めたということ。
0:52:25	になるとということで我々ちょっとその品物書きを全部今回書き下してきたっていうのがこの右側の補正申請案というところだったんですけども、先ほどの議論のようにもう今回、
0:52:39	取り消して廃止するここまで書きちゃってるよねっていうことでこれが認可になった時にもう稲井湖出てきてるのおかしいよねっていう見方になるっていうのは我々も承知しましたので、
0:52:50	基本的には制御棒クラスターと、左側の形のがいいのかなというふうに今感じてます。
0:52:59	原子力規制庁スズキちゃ
0:53:02	そそれで、その方向で直すということであれば私は特段違和感はないので、いいです千波生業クラスター等の等については許可の時に通って何かって一応聞いて、
0:53:13	先ほどホウ酸言いましたけどほかにも幾つか、
0:53:16	あったと思いますのでそれは関西電力の方で説明済みだと思っていますので、そこんところは私が言ったわけじゃないってことだけご理解ください。
0:53:27	はい、よろしければ次の

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:53:32	話に行きますけど、
0:53:40	重ねるトガシです。何度も申し訳ございません。基本設計方針については理解できたんですけども、現状の柱書、6 ページ目の柱書きの方は、
0:53:51	これは今現状また書き以降で表現できて、やりたいことを記載させていただいてるんでこれはこれで良くて、
0:54:01	ここにそんな今基本設計方針で書いてるようなことを持ってきて、同じ意味になっちゃうので、そういったことはせずに、もうここでまた書き以降でこういったところに廃止するってことは明確にしているので、これはこれで
0:54:17	いいといいますか、問題ないかなと思ってるんですけども、その理解で正しかったでしょうか。
0:54:24	規制庁数日それは先ほど言った制御棒と制御棒クラスタ何で分けて書いてるんですかっていうところに尽きると思いますし、
0:54:31	中性子吸収簿集合体については基本設計方針の変更前後で、明確になくしているってことは言う、理解しているので、読めてるので現状記載で、
0:54:41	それを重複して下階でも別に問題はないと思いますけど、
0:54:45	この柱書の書き方として、手続きとして何をどう書くのかっていうところを、
0:54:53	については、先ほど言った制御棒と制御棒クラスタ。
0:54:58	違いますよって、要するに手続きとしての話であれば、手続きとしての名称で、
0:55:04	書かれた方がいいんじゃないですかっていう話をしたところですよ。はい。
0:55:10	はい。関西電力の福原です。
0:55:14	ここの柱書の書き方なんですけども今、先ほど鈴木さんが今回、我々が今回の申請でやりたいんですって言ってきたこのパワーポイントの 18 ページ。
0:55:27	の表が、今回の我々が
0:55:31	既認可から今回申請でやろうとしている行為、申請ごとのすべてなんですけども、柱書の内容がこの 18 ページの表の内容と一致していれば OK ですと。
0:55:45	いうお話だったんですけども、
0:55:50	そういう観点でいきますと、今、その設備。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:55:55	のことだけ書いてるんですけどもここにその運用の話も含めて記載する必要があるということなのかそれともいやもうここは、今、現状書いてある程度のその設備、
0:56:09	のことを、どれを生かしてどれを、廃止するのかということだけでいいのかっていうか、お考えを用いですか、規制庁それでそれも許可さっき聞きましたけど、
0:56:22	基本設計方針のところの、
0:56:25	燃料、臨界にならないように配慮したラック形状及び燃料配置、この燃料配置のところで、
0:56:33	3領域だろうが、領域なかろうが、これで読むんですっていうふうに、手続きとしてはそう読みますっていうふうに許可の時に関西電力から説明があったので、
0:56:44	私は
0:56:46	領域の廃止をするしないっていうのを、
0:56:49	改めて設工認として、何かこう書かなきゃいけない、なるとは思ってなかったんですけど。
0:57:02	すいません、関西電力の福原です。柱書のところの書き方を、18ページと合わせるとのことだったので、今のこの資料6ページ、
0:57:14	で言いますと、今、運用の話っていうのは現状記載していないかなって思うんですけども。
0:57:23	へえ。
0:57:25	ここ。
0:57:26	いやいや、
0:57:28	規制庁スズキですけど、敷設購入において、この
0:57:32	A棟、核燃料物質取扱施設ちょっと貯蔵施設のところの中で、
0:57:41	その運用のところを、何かこう明確に言ってるところ、そもそももともとない新規性の時にないですよ。
0:57:49	で、
0:57:50	私はそれ許可のときに、許可の設計方針のときに、アノナカせていくと言ったわけですよ。で、
0:57:57	それについては燃料配置っていうところで、
0:58:01	燃焼度の貯蔵領域をしている場合でも、
0:58:05	燃焼度の貯蔵領域を設定しない場合においてもその燃料配置というところで、
0:58:10	設計方針としては読むんですっていう話をされていたので、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:58:16	具体の燃焼度領域の
0:58:21	を廃止するっていうのは、
0:58:24	添付資料側の方の、
0:58:27	条件設定だとかそういったところで読んで、最終的に保安規定には、
0:58:32	それが落ちてくるのかな。
0:58:34	て思っていたんですね。
0:58:38	いや、これ関西電力がそういうふうに許可のときに説明してたと思ってたんですけど。
0:58:44	すみませんちょっと関西電力の福原です私の関心事がうまく伝えてなくて申し訳ございません。
0:58:57	基本的方針の柱がキーのところですねこの資料のこの18ページで書いているやりたいことと一致させるように書いてくださいと。
0:59:09	こういうことを、オーダーをいただいたとあれ、理解してるんですけども、その時に今の
0:59:18	そういうことか。
0:59:20	うん。
0:59:23	いやいや柱書。
1:00:02	規制庁中ですけど、
1:00:04	一応これ設工認なので、多分ですねちょっと今回みたいな申請がいろいろ、ちょっとイレギュラー的にこう書いてるところがあるから少し混乱があるんですけど、
1:00:16	やりたいことは結局だから、
1:00:20	すべて廃止をするっていう柱書のところが、
1:00:26	多分、本来は仕様のなものなんだけど、仕様表はないから、この柱が来たある意味、仕様表みたいなところで今まで登録していたものを廃止するっていう手続きとして書いていて、
1:00:40	で、
1:00:41	2章の個別項目っていうのはそれはこれ今後こういう運用をしていきますという話なので、
1:00:47	結局もうすでに柱書で使用登録した内容に沿って、今後未臨界をどういうふうに担保していくかというところを淡々と書けばいいと。
1:00:58	ただそれだけなのかなと思ってんですけど。
1:01:03	関西電力の福原です。まあまあそうあり理解いたしましたさらに言うと、この運用の話はもう一つの制度でも保安規定の方で、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:01:15	どういう配置制限をするのかっていうところを、本来縛るものでもあるので、あえてこの基本設計方針の柱書きに、公告をしますよっていうこともともとも書いてませんし、
1:01:28	書く必要もないんじゃないかというふうに理解したのですけども、そういう理解で合ってますでしょうか。
1:01:40	規制庁数字ももともと、
1:01:42	新規制の、保安規定、
1:01:45	においをやった当時はちょっと炉、実用炉規則がちょっと違っていましたけど、
1:01:53	と、現状の許可に保安規定が許可によるものであるっていう。
1:01:59	認可基準、
1:02:00	これは、
1:02:03	暗黙の了解みたいな感じだったんで、地域性時の保安規定の手続きにおいても、
1:02:09	許可で約束したことを保安規定にしっかり落とせてますか、それから、こうでこの高浜1に関しては、
1:02:18	公認であらかじめ臨界を防止できることが確認されたっていうような、何か修飾語がついてて、
1:02:27	それは公認で
1:02:29	添付資料がこういう配置で、それで、
1:02:34	あらかじめ臨界を防止できることを確認していますってところが、
1:02:38	保安規定に落ちてきますっていうふうに、
1:02:41	説明されてたはずなんですね。で、そうすると、
1:02:44	もともと許可でゆるもの、
1:02:47	っていうところのその許可で約束したことを、
1:02:51	落とし込んできてるってところに領域管理っていうのがあって、それを確実に保安規定に落とし込んできていたんです。今回許可で、
1:02:59	領域管理やめますと、
1:03:01	だけどそれは、
1:03:03	言葉じりだけでいうと、
1:03:05	燃料配置。
1:03:06	なんですね。
1:03:07	設計、
1:03:08	言っている設計方針でいって、
1:03:11	言葉変わってないけど、中身が違います。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:03:14	そしたら、今回の保安規定変更は、
1:03:18	燃料配置っていう許可でゆ約束したことですそれは、
1:03:22	燃焼度領域の領域管理はなくてもいいっていう燃料配置ですと、
1:03:27	だからそれに従って領域燃焼度領域の流域管理、あらかじめ、
1:03:32	臨界が防止された領域管理は削除しますっていうふうになるだけですよ ねって私は思っていて、
1:03:40	そこで、
1:03:41	設工認の
1:03:43	ここの今言ってる柱書のところが登場する必要性なんかありますか って言ったら、
1:03:48	特段ないと思うし、もしそこで登場させるんだったら、
1:03:52	新規制の工認の基本設計方針の中に、
1:03:56	領域間の話がどっかに書いてあるんだったら、そういう手続きが要るか もしないけど、もともと書いてないんですよ。
1:04:03	燃料配置だけで済ませたわけですよ。
1:04:06	また今回も燃料配置が出てるので、それで終わりなんじゃないんですか って私は思っていて、柱書なその例。
1:04:14	燃料配置はもともと燃焼度領域を設定してとかって、
1:04:19	何か書くと突然何か変なものが出てきたなっていうふうに思っちゃうの で、
1:04:24	何かそこを失書く必要性もないんじゃないかなと思うんですけど。
1:04:30	もう私の認識で合ってます。
1:04:36	機種のカナです。だから柱書ってのは結局今回
1:04:41	兼用してないものを廃止をするってのはどこであらわすかっていうの の中で柱書っていうところに注目して、
1:04:49	設備の登録としてここは変更が変更後として、
1:04:54	給与の策という言い方もあるんですけど、
1:04:57	変えたよ。
1:04:58	いうところでそれはそれ設備登録の話かと。
1:05:02	て、
1:05:03	2章はさっき言ったように、
1:05:05	今後この運用していきますということなんで、
1:05:08	すでに廃止したものが出てくるはずもなく、
1:05:11	じゃあどういふふうもので、その廃止後のものとしてどういふもので、その
1:05:18	ここら辺の未臨界なりを、を達成していくかと、いふことなので、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:05:24	次、
1:05:25	あえて何か、また兼用してるものとかいうのを、
1:05:29	出す必要はなく、
1:05:31	これで運用していきますと。
1:05:34	いうことで書けばいいんじゃないかなと。
1:05:37	いうと何となく違和感ないんですけどちょっと、それは縦縦で見ると今の中ではちょっと矛盾してるから、そこは矛盾してるからってのは今の兼用してるものっていう、2章に書いていると。
1:05:52	結局今後別に使うわけないし、
1:05:55	なかなか左を意識してですねなるべく違う西岡高としてるんですけど、
1:06:00	別にそれは、柱書のところで、
1:06:04	左を意識して書いてもらえれば、
1:06:07	すそ野もうプレイヤーは何かっていうのが、医師、柱書
1:06:13	プレイヤーに基づいて2章、
1:06:15	カットすれば、
1:06:17	あんまり2章ですね左を意識して、
1:06:20	何か書きすぎると、
1:06:24	縦だけで見ると、何でそんな柱書で配置したものが、
1:06:28	出てくるんだ。
1:06:30	ノーっていう、多分そうそういう問題意識、
1:06:33	だと思っんですね。
1:06:34	そこはだから
1:06:36	それ何を
1:06:37	担保すべきかというところなんですけど、設工認なんで、
1:06:44	あんまり何でもかんでも運用面まで含めてというところまでは、
1:06:48	いらないのかなという気はしてますけど、ちょっとご検討いただくという か、
1:06:59	関西電力の富樫でございます。ご説明ありがとうございます大分理解が できたという気がしますんで、ちょっと整理とか認識の共有だけなんです けども、
1:07:10	今まさにご説明いただいた通り、そういった領域管理みたいなところは もともとこの基本設計方針の中の燃料配置っていうところで、
1:07:20	読めるようになっているのでこの部分は特に変わらない。
1:07:25	記載を変える必要がないのでここは変わります。
1:07:29	なので、例えば7ページであれば、ぱっとここは修正は

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:07:36	しないと。
1:07:37	いうところで検討したいと考えておりますし、それに応じてといたしますかそれに準じて次の 8 ページ、9 ページの方も、
1:07:48	先ほどおっしゃっていただいたまさに左側を意識して変えておりましたけれども、
1:07:54	館野一貫性みたいなところをとらまえて、7 ページと同様に、そして 8 ページ 9 ページも、ちょっと修正は取り下げる方向かなと今考えている。
1:08:05	ところでござい。
1:08:10	関西電力の福原です。ちょっと今までのところで、整理しますと柱書のところに、運用の話の特に含める必要はないと。
1:08:21	いう部分と、2 章以降を記載する上でも、柱書で廃止しますっていう言葉が、2 ポツ以降で出てくるっていうのはやはり
1:08:33	おかしいというところは我々、よく理解できましたので、それを踏まえて修正したいと思います。
1:08:41	関西電力の富樫でございます具体的にはご指摘いただきました 6 ページ目の柱書のところで、制御棒という言葉と制御棒クラスタという言葉があつてというお話、
1:08:51	そこの部分で、もともと手続き上で制御棒という記載をしていて、ちょっとまた確認をしますけれども、手続き上制御棒という記載をしていたんであればこちら、
1:09:02	右側についても、制御棒。
1:09:05	というワーディングで合わせたいと考えておりますので現時点ではこちらのまた書きの制御棒クラスタっていうところのプラスターというのを削除するような検討をしたいと考えてございます。
1:09:19	原子力規制庁スズキです。では、
1:09:23	次のお話に行きたいと思っておりますけれども、今の、
1:09:29	補正を考えていますといったところで資料 1 の 18 ページですね。
1:09:36	18 ページで、
1:09:43	計測制御系統施設と兼用している、制御棒クラスタについては引き続きなので、何も手続き上変わらないと思っていて、
1:09:54	一方で、
1:09:59	上記以外、要するに継続制御系統施設と兼用していないものって先ほど言われていたものですけど、
1:10:06	これが、私が先ほど言ったようにもともと申請前は固体廃棄物であつて、許可からいうとですね。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:10:15	許可の本文 9 号の記載からいうと、固体廃棄物だった。
1:10:19	それを新規制のときには、ちょっと再登場させましたよってことだと思えますけど、また固体廃棄物に戻るわけですね。
1:10:27	そうすると、投信規制以降、
1:10:32	手続きしている中で、この固体廃棄物が中性子使用済み燃料ピットに存在することで、
1:10:40	悪影響とか波及的影響を及ぼすということについて、
1:10:47	新規制のときに、
1:10:49	確認していないものがないかがちょっと私心配で。
1:11:01	すいません関西電力の石田ですけど波及的影響は、今のご質問の趣旨は、
1:11:08	使用済み燃料ピットに対しての、
1:11:10	さっき言った景況という意図でしょうか。
1:11:14	原子炉規制庁鈴木ですピット、当然ピットにもそうですし、
1:11:19	起用済み燃料の位置付けがちょっとわかんないんですけどそのまま。
1:11:26	放射性物質と被覆材の放射性物質閉じ込め機能を有し続けているものであれば、
1:11:34	DB施設であって、PS3 であると。
1:11:39	安全機能の重要度分類PS3 であるというものになるのか、それがなるのであれば、
1:11:45	それに対して悪影響がない。
1:11:48	ようになってないといけないんですよね。
1:11:52	んで或いは何か波及的影響によってその閉じ込め機能を損なうようなことがあってはいけない。
1:11:58	その辺の手続きが、
1:12:03	兼用していない制御棒クラスターとしてもともと新規制のときに、
1:12:08	手続き済み、要するに確認済みであるので、あったとしたら、
1:12:14	今回、設備じゃなくなって、抗体単なる固体廃棄物になったとしても変わりませんっていう、
1:12:21	ことなのかどうかっていうところ、そこが手続きがしてなかったとしたら、今回何かそういう手続きが、
1:12:28	確認手続きで確認ですね、設計方針に対する確認が、
1:12:34	なされる必要があるのかなっていうふうに思うんですけど、その辺をちょっと今後、新規制の時どういうふうに、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:12:41	委員てみれば加害者リストってやつですよ。
1:12:44	うん。守んなきゃいけないものに対する加害者リストっていうのを、
1:12:49	悪影響とか、波及的影響に対する加害者リストっていうのを、新規の時 いっぱい作りましたよね。
1:12:57	その時に、加害者リストにこの
1:13:00	兼用じゃない制御棒クラスターが入っていたのかどうか。
1:13:06	関西電力の石田ですけども、ピットの例えば耐震とか、そのような評価 においては、制御棒が一番多いので、全部制御棒が入ってるっていうよ うな評価してるんですね。
1:13:19	そういう意味では兼用してるものを兼用しないも含めて、全部制御棒と して、
1:13:24	評価してますので、
1:13:26	そういう評価としては一般的に全部やらしてもらってますっていうのが答 える
1:13:31	規制庁都築です。新規制時の健全性の説明書の中で、
1:13:37	加害者リストが変わってくる防護方針のところ、
1:13:42	今言った耐震のところも含んでいると思いますので、こんな評価してまし たっていうところをちょっとピックアップして説明をしていただけますか。
1:13:51	で、今回もそれは変わらないんだと。
1:13:55	そういうことだと思いますので、これちょっと今後の話ヒアリングの中で、
1:14:01	説明をしていただければいいありがたいなというところです。
1:14:06	関西電力の石田でございます。一応補足説明資料の方で一覧表でお 示ししてるんですけども、今後のヒアリングの中でご説明したいと思 います。
1:14:18	規制庁鈴木です。よろしくお願いします。では続いて、
1:14:23	いいですか。
1:14:25	関西電力の福原です。兼用でねRCCが加害者リストには入っていたの かというところはまた改めてご説明させていただきますけども、
1:14:37	仮に加害者リストに入っていたとして、ただ、入ってたんだけども孔口で 大丈夫ですよっていう説明をきっとその時してるんですけども、入って いたとしたらですよ。それが今回、
1:14:50	その設備がなくなる。
1:14:53	わけなので、もう全くその加害者にすらなりようがないですよ、
1:15:01	では終わらないでも設備は残る。
1:15:04	から、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:15:06	うん。規制、規制庁規制庁スズキです
1:15:10	門設備で残るわけじゃなくて固体廃棄物として、固体廃棄物として使用済み燃料ピットの中に保管される。
1:15:19	これは新規制前にも保管されてたんですけど、新規制のときに、
1:15:24	後退廃棄物じゃなくしたので、
1:15:27	設備にしたので、
1:15:29	だけどまあ同じところにおけがを置いてあるんで、今回、設備じゃなくしたので、また固体廃棄物に戻って、だけど相変わらず使用済み燃料ピットの中で保管され続けるもの。
1:15:42	になるので、結局、
1:15:45	名前とか手続きは違ったとしても、
1:15:48	加害者にはなりえたはずなんですよね。
1:15:54	なので多分考えられる先ほど耐震は考えてますみたいなこと言われたんですけど、多分考えられていたとは思うんだけど、ちょっとそこを、
1:16:01	大丈夫、大丈夫かなってという観点でもう1回だけちょっと確認をしたいっていうそういう趣旨です。関西電力の福原です。ご趣旨は理解してるんですけどもちょっとせつかなので意見交換だけさせていただきたいんですけど。
1:16:15	あれに加害者リストに入っていなかった場合、今回この設備を廃止して、単なる廃棄物になるとしたときに、我々にはどういうことが求められることとなります。規制庁そういうそれはだから新規制の手続きとして、
1:16:32	例えば、技術基準でいうと17条の環境条件等のところで、悪影響とか見たりしますね。
1:16:41	54条の方でSA設備を守るために、波及的影響を及ぼさないようにするものっていうところに入ってきたりするわけですよ。
1:16:51	その手続きが、これ新規制で明確になったので、
1:16:55	新規制以前に、
1:16:57	後退廃棄物としてあったものが、その手続きをしっかりと確認されてたかどうかってところはちょっと微妙で、
1:17:05	なので、申請時にそこに加害者リスト入ってなかったら確認されてなかったものになっちゃうので、改めて確認をしたいですってことになるし、
1:17:13	はい。その自生がその新規性のところでどういうふうに扱ったかによって違ってくる可能性があるのそこだけ心配だと言ってのけるわけですよ。
1:17:25	関西電力の福原です。了解いたしました。
1:17:31	申請書の話をおそらくこのぐらいにしてですね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:17:35	時間も大分なくなってきたので、
1:17:42	解析関連側の方でちょっと、
1:17:45	確認をしたいんですけど。
1:17:51	まず、資料 1 の、
1:18:03	5 ページ。
1:18:05	の椎葉伊井なんですけど、
1:18:16	もともと、
1:18:22	新規制のときに、
1:18:27	指摘していた趣旨は、適用だと正確にはなくって、不足し不確定性評価の中で、どんなベンチマークを選定してきて、
1:18:37	それは部分水位だとか、
1:18:39	漏水したと起因の話なんかも含めて、使えるんですか使えないんですか、っていう話を聞いてて、
1:18:47	ヒアリングの過程で、
1:18:49	適用妥当性確認で見ている、ベンチマークのケース数と、不確定性評価で使う。
1:18:56	選定してきている。
1:18:58	江島区の数が違うねって話になってきて、適用妥当性確認ってのは現状の申請書の、
1:19:06	添付の別紙の方に書いてあるケース数それがそもそも何でしたっけっていう話で、そこに部分水入ってるんですかみたいな話。
1:19:14	講師、確認してたんですね、分水話は入ってますってのは前回のヒアリングで、
1:19:19	確認できたんですけども、
1:19:21	それはあくまでも、
1:19:24	入ってるか入ってないかって議論であって、
1:19:27	分水のは、ケースだけの椎葉伊井がどう、どうなんですかみたいな話で特段してなかったと思うんですよ。
1:19:34	それ。
1:19:35	いや、要するに部分性も含めて、
1:19:38	SCALE6.0 をどの範囲で使えるかっていう、
1:19:42	議論になると、資料 2-2 で今日出されていますけど、
1:19:51	1 ページ。
1:19:55	の、
1:19:57	合計何ケース。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:19:59	それをプロットしたのが、
1:20:06	20 ページの下側の第 3 図。
1:20:09	ここで計数確定して、
1:20:13	椎葉伊井も、こんなものですから大丈夫ですわって話してて、
1:20:18	なんでしアノ資料 1 の 5 ページのこの、
1:20:21	部分水の話だけで椎葉委員の話を、
1:20:24	何かしなきゃいけないのかっていうところがちょっとよくわかんなくて、
1:20:28	何をかこれ説明しようとしてるのかなって。
1:20:32	関西電力の平野です。
1:20:34	ここであえてですね、椎葉伊井の部分を出させていただいたのはですね、会話の時のコメントがですねそもそも部分水の体系ってあるの、それをどうやって評価したのというようなコメントだったと思いましたのであえてここで、
1:20:48	分水の部分、会計の結果、評価結果のみを出させていただけただけでございまして、
1:20:57	分水でもちゃんと計算ができているよねっていうものをちょっと示させていただけただけでございます。
1:21:03	規制庁そういうそれ、それは椎葉伊井で説明する必要は、この部分水の市ベンチマークの椎葉伊井だけで説明する必要なくて、それも含めたベンチマーク。
1:21:15	全体にわたってこのスケール 6.0 が、
1:21:19	今回の
1:21:21	解析してる内容も含めて、使えるんだってことを説明するんであれば、2-2 の資料 2-2 の 20 ページの第 3 図で、
1:21:29	椎葉伊井で、中央値がそんなずれてるわけじゃないですし、最大最初そんな何か離れてるわけじゃなくて、
1:21:37	それで概ね正規分布になっていますみたいなそういう話。
1:21:44	んですよって前回ヒアリングでそう言われてたと思ってたんですけど。
1:21:49	と思うので何かあまりこの 5 ページの椎葉飯野。
1:21:54	話って、いらぬのかなって言えアノ、はい。部門制のやつが入ってますって話をされるのはとても重要で、それはわかるんですけどってことでありますけど。
1:22:56	規制庁続いてそういう趣旨で説明を受けたと思っているので、
1:23:00	そういうことじゃないかなと私は思ってたってことではいい。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:23:05	委員もうすでにちょっと趣旨を直せないの、説明する時には、ちゃんと説明をしていただければ、資料 2-2 の方を使って、別に説明されてもいいので、
1:23:17	資料 2 の方はおかしなことを書いてないかなと思ってるので、
1:23:22	はい。関西電力の日野です。はい資料 2-2 に飛ばさずともですね資料 1 の中でも右肩の 11 ページにですね今回のベンチマークの妥当性に用いたものの強い場合の一覧、こちらつけてますのでこちらの方を使って進めさせていただこうかなと考えており、
1:23:40	規制庁スギタそうですねついてますね。はい。
1:23:43	はい。目のため確認ですけども、この今 11 ページのこの図の中から、分水のものだけを抜粋したものが、この先ほどの何ページでしたっけ。
1:23:56	右肩 5 ページですね、の図になってますということだけまずご理解いただいて、説明の仕方は工夫したいと思います。
1:24:06	規制庁鈴木です。大体認識は一致してることはわかったので、
1:24:12	審査会合ではしっかり説明してください。はい。
1:24:15	それから、今の資料 2-2 の、その適用妥当性確認の話ですけど、
1:24:25	前回、今のその第 3 図ですね、前回山元ヒアリングで山本が、
1:24:32	ちょっと言ってたんですけど、この第 3 図の横軸スケールAAFの、
1:24:38	スケール最大のふきにある、核分裂した即発中性子のエネルギーがほとんど減速してない辺りのエネルギー領域の話のプロットですけど、
1:24:51	ここをもって、
1:24:56	その上の第 2 図の今回の解析のほぼロスしたところのあたりっていうところもちゃんと解析できるんですみたいな話を、
1:25:05	されてたと思うんですけど、
1:25:09	結局この、
1:25:11	関係性って、
1:25:13	何かし、前の方の説明書き読んでても、書いてない気がするんですけど。
1:25:19	その辺を聞いたので一応説明されてくるかなと思ったんですけど。
1:25:24	今何回読んでても書いてないですよ。
1:25:29	1 ページの下の方。
1:25:39	それは結局のところ、
1:25:44	この間の話だと、いやいや、水位ゼロだと、メガエレクトロンボルトぐらいになっちゃいますみたいな話をしてたんですけど、いや実際EALFは、
1:25:54	100 エレクト論ボルトも行っていないわけですよ。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:25:57	結局それって多分、
1:26:00	反射体の効果はかなり、
1:26:02	出ていて、
1:26:04	EALFが決定されている。
1:26:07	そうするとこの下の第3図の中に入ってますっていうのはすごい乱暴な言い方。
1:26:14	で、
1:26:15	かなり減衰し、
1:26:17	エネルギー減衰してるところの話になってきてるので、かなり
1:26:22	今回の資料でいうと、
1:26:30	5ページ、6ページの
1:26:36	低水位の、
1:26:39	ところですね。
1:26:42	5ページ、5ページで、
1:26:48	右側の方の、
1:26:49	マスキングしてないところで、
1:26:52	TAFで0.2から7エレクト論ボルトぐらいまでですよみたいな話をしますよね。あの時実機設備投資の範囲として、
1:27:02	その話ってここの、
1:27:05	第2表の、
1:27:07	スイテイカジのベンチマーク。
1:27:10	なんかこう説明できてるような気がしちゃっているんですけど。
1:27:17	ちょっと図の方と、
1:27:19	この辺の実際の対し実機との対応のところが何かいまいち。
1:27:25	ちぐはぐ感があって、さらに、
1:27:28	即発中性子さんからほとんどエネルギー減衰してないところのプロットを含めた、
1:27:34	適用妥当性確認のプロットこの範囲に入ってますみたいなところが突然出てくるところが、やっぱり何かちょっと繋がりがよく分かんなくて、前回聞いたわけですねヒアリングで。
1:27:45	山本それで、いや、共鳴領域みたいなところがすっ飛ばして、
1:27:50	書いてあって、そこをこう落ちてきた後のところが、大体いい感じでもいい。
1:27:57	ばらけてないですよみたいな話になってるんですよみたいなこと聞いてたと思うんですけど。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:28:05	ちよつとこの、やっぱり第 2 図第 3 図それから第、第 2 表、
1:28:13	この辺の関係性として何を言い、
1:28:16	説明できるんですかっていうところはもう少し、
1:28:19	明確に言っていたきたいなと思うんですけれども。
1:28:27	はい。関西電力の福原です。ちよつと前回の議論も含めて振り返り、ちよつと確認させていただきたいんですけれども、私どもとしては、
1:28:39	ちよつとどの絵がいいのかな。資料 2-2 の 20 ページ、
1:28:48	2、妥当性確認に用いたベンチマーク。
1:28:53	第 3 図ですねEALFと椎葉伊井の関係、お付けしてます。これでいったときに一番右端の、そこが中性子レベルのところ、
1:29:04	が上限にあつて、ほんで低いところもあるんでそこで挟み撃ちできてるから、我々この間は使えてるんですよっていうご説明に対して、それはちよつと乱暴すぎませんかと。
1:29:17	いうお話があつて、
1:29:20	ていうところもあつたのでとりあえず我々としてはベンチマークを使って、
1:29:24	他のは使つたので、図としては載せてますけれども、説明文の中ではそういう包絡できているとか挟み撃ち、間もちゃんと使えるんですよっていう言い方は、
1:29:36	あえて今日はしてきていないつもりです。一方山本さんの方からお話があつた、ちよつどいい、これはちよつと数字これ言つていいのかなって駄目なのかなと。
1:29:49	ですねはい。
1:29:52	少し減速された辺りにいっぱい点があるところを、ここら辺がすごくデータも充実しているので、そこら辺を頼りに、妥当ですと、点数があるから、十分飯塚のコードは使えるんですと。
1:30:08	というような説明がいいのではないかっていうふうにおっしゃられたので我々としては今日はちよつと説明のストーリーとしてはそういうふうになつてちよつと変えてきているつもりですまづはい。
1:30:20	規制庁それさ、素行は工夫されてきたところはわかりましたけど、結局第 2 表の話がされてないんですよ。
1:30:31	関西電力の日野でございます。この第 2 表のですね右側の、
1:30:36	燃料貯蔵設備及び燃料使用のパラメータ範囲っていうものが、こちらはですねベンチマーク結果とかをまとめたものではなくてですね、PWRの
1:30:47	燃料貯蔵槽っていうのは大体このような範囲におさまるようなものですよというものを整理したものであります。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:30:53	一方でですね今回体系の評価等も、
1:30:57	変更なんかもございまして約7エレクtonボ等と、
1:31:01	代表の中では記載されておりますけども、再度解析した結果56トン分と程度まで、
1:31:09	増加しておりますといった表になっております。
1:31:14	規制、規制値規制庁スズキですけど、
1:31:17	結局、先ほどの20ページの第3図は、4ページで言うところの、
1:31:24	第1表の下から3行目の、
1:31:29	計算コードの妥当性評価。
1:31:31	ていうところで書いてあるケース数、ここの、
1:31:35	定数維持のEALF相当の体系っていう、ここを指してるんですね代表って。
1:31:47	関西電力の福原です。この4ページの第1表の、
1:31:53	今回設工認の計算コードの妥当性評価、定数維持のEALF相当の体系に丸印ついてるやつでしょ。これは、
1:32:04	先ほどの20ページの第3図の、
1:32:11	一番右端、
1:32:14	の3.じゃないやろ。いや、右端、右端じゃなくって、いっぱい固まっている右側にある。
1:32:22	ポイントで、これが、
1:32:24	第2表のケース数のプロットDだと私は理解してそれが、4ページの第1条でいう、
1:32:33	定数維持のEALF相当の体系で、
1:32:36	丸がついているところだと理解してるんですけど。はい。ここに、ご認識の通りです。第1表の右から2番目の定数飯野EALF相当の体系。
1:32:47	今回のベンチマークに追加させていただいたというですねこちらの第2表、詳細の体系を示していただいております。規制庁スズキだからこそ20ページで言うの、第2図の、
1:32:58	上の日図の第2図ですね、これの、
1:33:01	増井が0とは言わないけど、201020ミイ200ミリ300mmぐらいを、
1:33:07	結局、気相部の中性強い東分布でほとんど決まらなくなってきた、
1:33:14	ちょっと木曾側の水降らしてるところが多少、そっちの減速の効果が、
1:33:20	影響指摘事項増倍率に影響してきているような状態においては、
1:33:26	多分
1:33:28	先ほどの第2表みたいなぐらいの、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:33:31	当たりのEALFなので、そういったところがそれでちゃんと計算できているんですっていう、その妥当性、適用妥当性確認として見ているんだっていう、
1:33:43	華Cであれば、そこはしっかり説明する必要があるかなというふうに思っているし、
1:33:49	それが、じゃあ、それより低い水位ゼロのね。
1:33:52	ところでこれ内陸ともっとわかんないけど多分 30 とか 40 とか、エレクトVのかもしれないけどそれに、それでそんなに違うわけじゃなくて、
1:34:02	基礎はしっかり評価できるってずっとせず他で説明してるし、
1:34:07	基層の効果がでてきたってちゃんと広く評価できるんだってところを説明できているので、それが気相の影響がほぼ 100%になるような状態においても、そんなに変わらないんだっていうような、
1:34:19	説明なのかなあっていうふうに山本は前回言ってたと思うんですよ。
1:34:25	その説明が今と何も資料に出てこないですよ。
1:34:30	紙 1 ページの 3 ポツのところの説明ですね。
1:34:35	第 2 表ということがそもそも出てこないですよ。
1:34:43	ちょっとその辺、それが結局書いてないので、さっき言った即発中性子でほとんど減衰してないところのプロットみたいなやつが、
1:34:52	そのままそのカバーできてるでしょっていう前回の言い分が残っちゃってるのかなと私は思っちゃったんです。
1:35:06	だからそこそこそこは図記載としては消しましたっていうんだったらやっぱり、第 2 表の
1:35:13	方でもちゃんと見れてるんですって説明が何かしらやっぱりあるはずだと思うんですけど。
1:35:33	はい。関西電力の福原です。非常に
1:35:38	減速されてない、高エネルギー、核分裂中性子、
1:35:45	のEALFですねがあって非常に低いところ、その両方で挟めてますよという言い方は乱暴だと。
1:35:56	いうところはこの間もご指摘いただいたところですので、もう一度ちょっと、我々の資料がですね全体通してみてもですね、
1:36:06	どういう説明になっているのかっていうところは、ちょっと多角的にちょっと検証したいと思います。あとその一方でですねちょっと先ほどご示唆、我々、
1:36:18	いただいたところで、今日の資料の 2-2 の 5 ページ、
1:36:26	第 2 表があってですね、右側の、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:36:32	燃料貯蔵設備の使用パラメータ範囲、これ何ページも同じ事書いてるんですけども、ここのEALFが 0.2 から約 7 ヘクトロンボルトですよねと。
1:36:43	いう書き方をしているんだから、ここを材料に使って
1:36:51	EALFと強い場合のそのプロットのずーと、うまくレンジ的にもう整合してるんだからそういう説明にされてはどうかというふうになんて聞こえたんですけども。
1:37:02	違います、規制庁末松ナガエ宇都論Vが第 2 図と違うのは、そこはちゃんとした方がいいと思うんですよ。
1:37:09	先ほどちょっと代表的なみみたいな言い方をしたんですけど我々今代表的なところは聞いてなくて、
1:37:17	まず、高浜 12 の今回の解析でちゃんと適用妥当性があるんですかってことを聞いているので、そこをさ、30 とか 40 エレクト論ボールドまでありますっていうんだったら、
1:37:29	そこはちゃんとそう書かれた方がいいと思ってて、そうすると、
1:37:33	選んできたベンチマークそこをカバーできてないじゃないかっていうような話が出るかもしれないけどそれは、
1:37:40	炉物理的に定性的な説明が何かなされるんじゃないんですかってさっき言ったわけですよ。
1:37:48	基礎の影響が出てきているような領域でもちゃんと、
1:37:52	できてるんだから、液相はしっかりできてるんなので、
1:37:56	基礎だけになったとしても損別に、
1:37:59	もともと半分ぐらい聞いていたような、浜本かどうかわかんないけどね。
1:38:06	水位が 2、200 ミリ 300 ミリぐらいのところはちゃんと計算できてんだから、ベンチマークでもね。
1:38:11	それに近いようなところのベンチマークでも計算できてんだからそれはスケールちゃんとその辺だ、できますわっていうふうな、
1:38:18	説明があって、若干カバーしてないところがあるかもしれないけど、
1:38:23	扱うべき問題はしっかり扱えているんだと、そういう話があるのかなって思ったんですよ。
1:38:32	関西電力の福原です。そうですね
1:38:36	0.2 から約 7 エレクト昇等ではやっぱり足りないわけで 700tボルトでも少し大きくなっている部分も、今回我々体系上は扱うエネルギーレンジになってきますので、
1:38:50	その部分は何がしかの定性的な説明、で補うべきだということですよ。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:38:58	規制庁スギタビ補うべきだって言ってるわけじゃなくて、それ以外ないんだったら、
1:39:03	補うしかないでしょって言ってるんです。
1:39:19	いや、だから、そこはそこ規制庁ずれたらそこは定性的に補えるんだったら、そういう補い方しかないんじゃないですかってことだし、他にもっと、
1:39:29	家で不高いやつがあるっていうんだったら、持ってきていいだけの話ですよね。だからその辺は、関西電力として、
1:39:36	何を確認して、使えるって判断して、
1:39:39	したんだっていうところをしっかりと書いていただきたいっていうことを言ってる。
1:39:50	すいません関西電力富樫でございます。1年のためちょっと認識の共有のためだけですけれども今おっしゃったことを、繰り返しになりますけれども、
1:39:59	この第2図の全体で適用できますっていうことを、説明したりしますと、そのときに、これで見ると、0のところは、30から40ぐらいに見えますけど、
1:40:13	一方で、ベンチマークは、
1:40:16	もう少し
1:40:18	低いところで、
1:40:20	ただ、一方で、水200とか300ぐらいの気相部が出てくる経理部の領域でも、しっかり評価できていきますと。
1:40:30	なので、
1:40:31	それ以下の推移でも、しっかり評価できていきますと。
1:40:35	というような説明ロジックでしっかり説明をさせていただくということかなと理解いたします。
1:40:44	その理解で、
1:40:46	規制庁スズキですベンチマークが他にないんだたらっていう前提ですけどね。
1:40:51	だたらそういう説明をされるんですよって聞いたので、粗相ですということであれば、そう説明をしっかりと書いてきてくださいということです。
1:41:30	規制庁としてよろしければ次に行きますけれども、
1:41:35	はい。資料1なんですけど、
1:41:45	10ページの製造公差のお話ですね。
1:41:53	すごく引っかけたのがですね、回答の三つ目のポツのところ、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:41:59	不確定なばらつきはモンテカルロ法による統計ゴソウの約二倍程度であり、
1:42:05	ていうところで、下の表で、
1:42:10	確定者のばらつきはコンマ 001 程度である十分小さいこれと同じこと言ってるのかなっていうふうに思ってるんですけど。
1:42:18	十分小さいって話と、植野氏、三つ目のポツのところに繋がるつなげて判定基準小牧が庄野井戸に対して十分小さいってここれが、
1:42:30	十分小さいってのはそういう意味合いかなと思うんですけど。
1:42:35	この十分小さいってのは何の意味があるのか。
1:42:39	てことなんですよ。ばらつきの話と十分小さい話って関係ないですよ。
1:42:47	言いたいのはですね。
1:42:49	この間の口頭で聞いたところではこのばらつきってそもそも、
1:42:57	物理的に意味があるものじゃなくて、
1:43:01	計算、
1:43:05	開放の問題だったり、或いは結局上の不計算コードの不確定性の話になってきちゃうんだけど、
1:43:13	開放の話だったりだとか或いは核データのばらつきの、
1:43:17	話、ばらつきなんか深く使って、
1:43:20	不確かさなのかわかんないですけどね。
1:43:22	そういったものまで含めて、ここで、
1:43:25	SCALEコードがどのぐらいの、
1:43:27	計算精度を持ってますよって議論をして、で、
1:43:32	その中で、この製造公差の不確定性を評価してみると、
1:43:37	そもそも計算コードの不確定性に比べたら、めちゃめちゃ小さいですよ。
1:43:42	5分の1とか6分の1とかって世界の話で、
1:43:46	それで結局、計算コードの不確定性の中で泳いでいるだけで、
1:43:52	要するに、それがモンテカルロって、
1:43:55	ていう解放だけの問題じゃないかもしないけど、そういったところの場、
1:43:59	ん中で泳いでるだけだからそもそもこれって、
1:44:02	工学的には意味がないんです。
1:44:05	どれなんだっていいんです。
1:44:07	ていうだけなんじゃないんですかって思ってるんですけどという話を前回したつもりだったんですけど。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:44:13	この十分小さいとかってという話が、すごい違和感がある。
1:44:18	はい。関西電力の福原です。今おっしゃられたことは我々も理解していて、そういう
1:44:28	思いは我々も持ってます。その一方でもう一つの事実としてですねその大きさが、左側の図にお示しているように、判定基準 0.98 に対して、そのばらつきのエラーバーがこれ表示できてないですけども、
1:44:44	もう本当にもう肉眼で区別できないぐらいの、ウエダばですよと、判定基準で大分上の方ですよということを申し添えたところになってます。だから、運営をすると
1:44:58	一番先に言うべき事と、ちょっと二の次じゃないのっていう多分鈴木さんの方からすると、ちょっと順番が違う部分の方を先に言ってしまうところになんかちょっと引っかけられておられるのかなというふうにはちょっと感じました。
1:45:11	規制庁杉です。多分、大きい小さいとかかそういう議論じゃなくて、
1:45:16	計算コードの不確定性の幅があって、
1:45:22	その中で泳いでるだけですよ、だけだと思ってて、
1:45:26	小さいからいいんですみたいなことじゃないかなっていうふうには私は思ってます。
1:45:31	ということなんですけど、私の認識違いますかね。ちょっと関西電力の平野衛藤ですね。あと、認識、おおよそ合っております。特に今回の海水淡水化水位 1000mm程度っていうのは
1:45:42	液相が社会的なジョウイキなので、この
1:45:45	範囲においてはもうこのばらつきっていうのはほぼほぼ、モンテカルロ法による誤差になっております。
1:45:51	はい。麻生です。
1:45:52	ただしですね
1:45:54	あと一番右側に水位 0 の不確定性の部分なんかもつけてますけども、やはりこの間気相部は支配的な状態ではなくて、すべて来そうになってくると。
1:46:04	というような状態、冠水状態ですと燃料集合
1:46:09	体の中で完結したような実効増倍率その隣の燃料棒に、
1:46:14	ほどよく中性子が届くような状態というのが中性子にとっては好ましい状態になりますけども、気相部の、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:46:21	ような状態で水の状態になりますと、他の燃料棒と相互作用というものが発生してきますので工期が少々変わってきます。ただし、ただしそういうような状態においても不確定性というのはすごく小さいんですよと。
1:46:34	というような話をちょっとさせていただいた次第でございます。規制庁そういうもとの私の指摘はまさにそれで、
1:46:42	冠水の状態で臨界判定をするにあたって、ここだけの不確定性だけ見ていけばいいんですっていうのが本当に代表性があるんですかって話して、
1:46:53	ヒアリングの途中で、
1:46:55	水位 1000mmぐらいまでのところへ、もう全然液相でほぼ決まっているので、
1:47:00	そこんところは、計算コードの不確定性も変わらないし、
1:47:05	製造公差による覚せいの話も変わらないからいいんです。でもそれでもちゃんと示してよって話でこういう話になってきてて、
1:47:12	もともと要するに、
1:47:14	水位が0になってロスするような、極めて
1:47:19	低密度の推移。
1:47:20	水密度のような状態のときにでも本当に、
1:47:24	この不確定性幅が広がらなくて、判定に影響しないようなことになりませんよねってことをまず聞いたんですよ。
1:47:32	だから結局今の説明するんだと。
1:47:36	臨界防止班。
1:47:38	てには影響しないけど、不確定性幅が広がっているのが事実ですっていうふうに今説明してるように聞こえて。
1:47:46	いや、確かに水泳数字だけ見てるとね。
1:47:49	3σぐらいまで広がってるんで、
1:47:54	そうそうかなっていう気もするけど、それが本当に工学的にそういうふうに呼んでいいものかどうかっていうのが、
1:48:00	あやしいねって私言ってるわけですよ。だから、
1:48:04	今の説明もおかしくて、
1:48:06	本当にそれが工学的に意味がある話で、水位が落ちた方が不確定性幅が広がるんですっていう話だったら、それはそれでちゃんと説明して欲しいけど、そうじゃないんだったら、
1:48:17	そもそもここは単なるばらつきの中で、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:48:21	そもそも解析コードの不確定性の中で泳いでるだけですっていうだけなんじゃないですかって私はさっきから言ってるんですよ。どっちなのか、どっちが正しいのか、そこはちゃんと。
1:48:31	工学的にどう扱うべきかってところをしっかりと説明された方がいいと思うんですけどこの数字だけ見ると、
1:48:38	私がどうとでも読むように、読んじゃ者いっぱいいますよ。
1:48:45	です関西電力の日野です。
1:48:47	えっとですね、水位が低下するにする、そういうこと不確定性が広がるというものではなくてですね。
1:48:53	気相部が支配的か、それとも気相部が支配的か、このどちらかによって、当然、
1:49:01	中性子工学的に中性子が好む体系というものがございますので、深津先生自体が変動しております。ただし、
1:49:10	変動はしますけども、
1:49:12	ほぼ変わらない。
1:49:14	というものがこの御説明の趣旨でございまして、
1:49:17	例えば気相部が今、値だけ見ると広がってますけども、これは当然気相部が出てきて、気相部好ましい状況っていうものがこういう、
1:49:28	ちょっと値として出てきますけども会計の部分、
1:49:33	等が、ちょっと好ましい体系だというなんですけどもそれはやっぱり気相部の影響が出てきますので
1:49:40	正しい気相部においてはほぼ実行総倍率がぐっと落ちてくる部分になってきますのでそこまでの制度は必要がないのではない。
1:49:50	ただ、ただ、気相部全体気相部が支配的な状態においては、
1:49:56	左の二つ分ですね、この程度の不確定性。
1:50:00	一方です気相部が好ましい状態っていうのは、逆に気相部があまり好ましくない。
1:50:05	その逆っていうのはありますけどもそういったものを加味しますと、大体不確定性っていうのはこのぐらいで、
1:50:11	そういった説明をさせていただいております。規制庁それぞれであればね、この 10 ページの、
1:50:17	右下の赤枠で一律、不確定性のばらつきは 0.001 程度であり十分小さいっていうのは、
1:50:24	意味が違うわけですね。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:50:26	でも一つ1個に書いてあるけど、意味が違うっていうんだったら、ちゃんとそこ書きましょうよ。
1:50:34	いや、今、今、意味が違うと言ったから、書きましょうよっていうだけであって、意味は変わらないんだったら、違わないなりにちゃんと書いてくださって言うてるだけで、そこは、
1:50:44	もうちょっと資料直せないけど、
1:50:47	誤解がないように、
1:50:49	説明ちゃんとしましょうで、
1:50:51	今後ちゃんとそこはしっかり書き分けて、
1:50:56	補足説明資料に落とし込んでいただきたいというふうに思います。
1:51:01	関西電力の白尾さん。
1:51:02	衛藤。
1:51:04	ですね、工学的な影響はもちろんございますけども、それを加味した上での不確定性っていうのはこのぐらいであると。
1:51:14	工学的な意味がございます。この辺りの違いっていうのは、
1:51:18	それに加えて、統計的、
1:51:20	がございます。その上で、
1:51:25	不確定性というのは、ほとんどばらつきがない。
1:51:29	おおよそ0. 上がる部分もあれば、下がる部分もあるのでこの程度に収束するといった趣旨で、これは記載させていただいているんですけども、
1:51:42	いやいや、規制庁スズキです
1:51:44	そその趣旨書いてないじゃないですか。
1:51:47	十分小さいとか、融度がどうのこうのとか書いてなくてよくわかんないので、ちゃんと説明して欲しいって言うてるだけです。承知しましたその行間の部分をもうちょっと
1:51:58	丁寧に解説させていただきたいと思います。
1:52:01	はい。
1:52:03	審査会合のときには、誤解のないようにちゃんと説明してください後、
1:52:07	そのまま融度に対して十分小さいとか何とかって話が残るんであればそこはちょっと私はわからないので、そこについては、残るんだったら、もう一度聞きますのでね。
1:52:18	そ、そこまでですはい。
1:52:21	私から今日来、確認しておきたいことは以上ですけど、規制庁側から他に何かあります。大丈夫ですか。はい。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:52:30	関西電力他に何か説明しておきたいことは、よろしいですか。
1:52:37	はい。よろしければ来週の審査会合、
1:52:41	18日午後3時半めど。
1:52:48	で、スタートになりますので、窓口の方からは、資料等の説明、
1:52:53	話行ってると思いますので、
1:52:58	手続きの方はよろしくお願いします。
1:53:04	もうこれよろしければ、スケジュール感の話もよろしければそれでよろしいですか今日のところ。
1:53:10	じゃあこれで今日のヒアリングを終わります。ありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。